

## ベトナムにおけるメディア統制体制の変遷 (1954～1958年)

Transition of media control system in Vietnam, 1954-1958

川崎 拓海

### Summary

This article discusses part of the history of the media control system in Vietnam. Between the signing of the Geneva Agreement in 1954 and the end of the Nhan Van - Giai Pham incident in 1958, North Vietnam's media control system was transformed into a socialist media control system. In other words, it has changed to a system that controls the media for party / government policies and lines.

The control system for printed matter has changed to a system that restricts public speech and publishing activities of the citizen in the wake of the Nhan Van - Giai Pham incident, which is a terrible incident. The national broadcasting station, which had been reformed during the anti-French war, was completely unaffected by the Nhan Van - Giai Pham incident and completely changed for a broadcasting station for parties and governments. The Nhan Van - Giai Pham incident lasted until 1958, but by 1957 almost all reforms to the media control system had been completed.

### はじめに

本稿は、筆者が『大東アジア学論集』第21号に寄稿した論文「ベトナムにおけるメディア統制の確立と発展 - 独立宣言からジュネーヴ協定調印まで -」[川崎2021]に続き、現在も党・政府によるメディア統制が続くベトナムにおけるその統制体制の変遷について考察する。なお対象とするのは、1954年のジュネーヴ協定調印以後から、ニャンヴァン・ザイファム事件が終結した1958年までのベトナム民主共和国（以下、北ベトナム）におけるメディア統制体制である。

芸術的観点を巡って、抗仏戦争中から党・政府と異なる思想を持つ一部の文芸家・知識人たちは、1954年のジュネーヴ協定調印以後、公然と党・政府批判を展開した。それは

スターリン批判や中国の「百花斉放・百家争鳴」政策に依拠するものであった。これに対して、ベトナム労働党は1956年末からそうした文芸家・知識人たちを非難し、弾劾を始めた。さらに党・政府はメディア統制体制を転換させ、対立する文芸家・知識人たちを文芸界や大学から追放した。当時、党・政府批判は『ニャンヴァン（人文）』、『ザイファム（佳品）』の2誌を中心に展開されたため、この筆禍事件は「ニャンヴァン・ザイファム事件」と呼ばれた。

上述のメディア統制政策の転換期に関して栗原浩英は、スターリン批判以後の社会主義陣営の政治動向と北ベトナム国内の社会主義改造とを関連させた論考を執筆している[栗原:1988]。森絵里咲は、弾劾・非難された文芸家・知識人らの作品を俯瞰した論考をまと

めている[森: 1997]。また、ベトナム人ジャーナリストのファイ・ドックは、文芸界や大学から追放された文芸家・知識人たちが置かれたその後の境遇について実相をまとめている[Huy Đức: 2012]。

これらの先行研究を踏まえつつ本稿は、今日的な問題である言論の自由の在り方について考察するために対象とする時期のメディア統制体制を「ベトナムにおけるメディア統制体制の通史」の一部として考察することを試みるものである。

## 1. 時代背景の確認

本稿は、はじめに当時の北ベトナムを中心としたベトナムの社会情勢と、社会主義陣営を中心とした国際情勢、およびニャンヴァン・ザイファム事件以前の北ベトナムにおけるメディア統制体制などを確認する。

1954年のジュネーヴ協定によって、北緯17度線が暫定的な軍事境界線として設けられた。翌年、この境界線以南にベトナム共和国（以下、南ベトナム）が成立した。同国の初代大統領に就任したゴ・ディン・ジェムは、ジュネーヴ協定が定めた南北統一選挙の実施を無視し、ベトナムの南北分断は決定的なものとなった。

対する北ベトナム（17度線以北）では、抗仏戦争で疲弊した国土の再建と社会主義建設が、ベトナム労働党によって推し進められていた。この中でベトナム労働党は、フランス植民地支配に抵抗する共産主義勢力から北緯17度線以北を実効的に支配する政権党へとその地位を変化させていった。

北ベトナムの国家と党が社会主義国として本格的に歩みだしていた一方、印刷物のメディア統制体制は依然として抗仏戦争期の体

制のままであった。というのは、ニャンヴァン・ザイファム事件以前、党が打ち出した最後のメディア統制政策は、1948年のチュオン・チンが報告した「マルクス主義とベトナム文化」であった。この報告は、文芸家・知識人たちに一定の行動規範を求めながらも、フランスからの独立を優先する緩やかなものであった。しかし、党が土地改革を開始した1953年以降、文芸家・知識人たちは階級闘争に基づく自己批判の強制、党からの農村への下放命令によって、党指導部との間に認識の差異を生じさせていた。

ニャンヴァン・ザイファム事件以前から文芸家・知識人たちは、そうした認識の差異に対する不満を随所で表してきた。例えば、1955年、チャン・ザンら6名は、創作活動の自由と軍隊内での文芸政策の改革を求める「文化政策のための提言草案」を製作・提出した。1956年1月には、ミンドック出版社よりチャン・ザンの詩「必ずや勝利する」をはじめ、党・政府の諸政策を批判する内容が掲載された『ザイファム』春季号が発行された。前者は受理されず、後者は同誌が没収処分を受け、チャン・ザンは厳しく非難された。

『ザイファム』春季号が発行された同年2月、ソ連で第20回党大会が開催された。この大会で打ち出されたスターリン批判と平和共存政策は、社会主義諸国に大きな影響を与えた。

中国ではスターリン批判が事前協議なしに打ち出されたことに不満を持ちつつも、これが転じて毛沢東の批判につながることを恐れた。そのためスターリンについて、「三分のあやまり、七分の功績」と基本的に肯定する独自の立場[毛里 1989: 49-50]を打ち出した。1956年4月にはこの立場に則り、毛沢東がスターリン型発展戦略の教条的踏襲に疑義を

提起した[毛里 1989: 49-50; 仙洞田 1990: 83]「十大関係論」を発表した。翌5月には、「百花斉放・百家争鳴」政策が発表され、芸術・学術分野の上からの自由化がはじまった。

中国のように自国の社会主義路線の再検討のみにとどまった国もあれば、指導部の交替を余儀なくされたケースもあった。例えばポーランドでは、1956年6月にポズナニで暴動が起きた結果、党組織の見直しや法治主義の強化、自治の拡大、文化・報道の自由維持、特定の社会層への差別の撤廃などが謳われた[山本 2021: 165]民主化綱領の採択、指導部の交替がおこなわれた。同年10月に国民の抗議活動が高潮したハンガリーでは、ソ連の軍事介入を招き、首相のナジ・イムレが失脚した。

スターリン批判が招いた社会主義諸国の「雪どけ」の季節は、北ベトナムにも訪れた。9月の第10回中央委員会総会において、1953年から実施していた土地改革のあやまりが点検・検討された。その結果、チュオン・チンが責任を取り、書記長を辞任することとなった。

総会の1ヶ月前には、ベトナム文芸協会主催の文芸家・知識人を対象とした民主主義講座が開かれた。この講座で文芸家・知識人たちは、「百花斉放・百家争鳴」政策の発表、ポズナニ暴動に後押しされる形で、党の文芸指導路線を厳しく批判した。文芸協会上層部はそれらの批判を受け止め、路線の修正を約束した[Huy Đức 2012: 14]。

文芸家・知識人たちの勢いはとどまらず、同年に『ザイファム』秋季第1号(8月29日)、『ニャンヴァン』第1号(9月15日)、『チャムホア(百花)』第1号(10月20日)などが次々と発行された。文芸家・知識人たちはそれらの雑誌の中で、個人崇拜の一掃、中国の「百

花斉放・百家争鳴」政策の導入、文芸政策・知識人政策の立案、「文芸指導権の作家への返還」、「専門は専門家にまかせよ」などの諸点[栗原 1988: 7]を展開した。

当初の党・政府は、同年の第10回中央委員会総会で、自由・民主主義の拡大に力を入れることを強調[Huy Đức 2012: 14]するなど、文芸家・知識人たちの要求・批判を受け止め、ある程度それに応じていた。ところが11月に入るとその姿勢は一転し、文芸家・知識人たちに対する弾劾・非難を開始した。これは党・政府が、ハンガリー動乱と11月にゲアン省で起きたキリスト教徒の暴動をきっかけに、その論調を「民主」や「自由」の制限、「独裁」の重要性、「敵と味方の区別」の必要性を骨格とする方向に傾斜[栗原 1988: 10]したためであった。

12月14日、ホー・チ・ミンが第282号主席令(Sắc lệnh số 282)<sup>1</sup>に署名した。後述するように、同主席令は言論の自由を保障し、事前検閲を廃止したが、新たに報道機関の責務や報道禁止事項を明記したものであった。翌15日には、『ニャンヴァン』第6号が印刷所で没収され、18日にハノイ市人民委員会は『ニャンヴァン』と『ザイファム』の発行禁止を決定した。また、両誌で執筆していた文芸家・知識人たちは他の印刷物の発行も禁じられ、同時にミンドウック出版社も閉鎖された。さらに、1957年1月には『チャムホア』の発行も禁じられた[Huy Đức 2012: 16]。こうして作家や知識人たちの情報発信の場は徐々に狭められていったものの、彼らの党・政府批判は続けられていった。

2月20日にハノイで開催された第2回全国文芸大会では、チュオン・チンが「ニャンヴァン・ザイファムの反動的論調を粉碎せよ」と呼びかける[Huy Đức 2012: 17]など、党・

政府による反ニャンヴァン・ザイファム闘争は各地で継続された。他方、この文芸大会では、作家に対する規制を強化しようとしながらも、条件付きながら作家の個性、作風、自主性を尊重する寛容な姿勢〔栗原 1988: 13〕も示された。

しかし、1958年1月6日に政治局が打ち出した「文芸工作の整頓に関する第30号決議」によって、文芸界の整風運動が展開され、多くの作家・知識人たちの文芸活動の道が閉ざされることとなった。この整風運動は、前年11月に開催されたモスクワ会議を端緒とするものであった。

十月革命40周年を機とした同会議では、当時の国際情勢が社会主義陣営に有利に展開されつつあると認識した上で、「マルクス・レーニン主義の普遍的法則性」の確認と各国の具体的条件の下でのその創造的応用、隊列内の修正主義・教条主義との闘争の必要性など、社会主義革命と社会主義建設の過程におけるマルクス・レーニン主義党の一元的指導を強調した〔栗原 1988: 18〕「12ヶ国宣言」が採択された。

同宣言はベトナム労働党指導部に対し、強力なマルクス・レーニン主義党の一元的指導下での社会主義化という指針を提起すると共に、従来の諸政策の正当性の確認、反対勢力の一扫と指導権強化を国際的に保証する役割を果たした〔栗原 1988: 19〕。

文芸界に対する整風運動が展開されたのはこうした背景があったからであった。しかし、この運動は1958年6月4日、文学芸術連合会の執行委員会でトー・ヒューが反ニャンヴァン・ザイファム闘争の総括をおこなったことで終結した。総括がおこなわれた翌5日には、トー・ヒュー主宰の下で、「800人の文芸家」が「反ニャンヴァン・ザイファム

闘争が勝利に終わったことを歓迎する」決議に署名し、7月7日には、文芸家協会執行委員会が「ニャンヴァン・グループの処罰」という通達を公布した〔Huy Đức 2012: 18〕。処罰内容は文芸協会や美術協会、音楽家協会などからの除名や期限付きの除籍・追放であり、これらは事実上文筆活動の道を閉ざすものであった。中には、逮捕・監禁や強制労働を強いられた文芸家・知識人もいた。彼らの市民権や名誉の回復は、ドイモイ路線が導入された1986年まで待たねばならなかった。

ニャンヴァン・ザイファム事件をきっかけに北ベトナム党・政府は、社会主義建設における思想文化面の障害を排除したといえる。また、同時期の北ベトナムでは、基本的人権に関する若干の法律が制定された。1957年5月20日には、集会の自由に関する法律、結社に関する法律、人身の自由、住居の不可侵、信書の秘密などに関する法律が、6月18日には、出版制度に関する法律がそれぞれ制定された。しかし、それらの法律・法令は、反政権・政策集会や結社、出版物の印刷を禁じることなどが明記されていた<sup>2</sup>。

このように、ニャンヴァン・ザイファム事件によって、「党・政府の政策や路線に対するいかなる批判も許さない」という姿勢が示された結果、国民の自由を制限する諸法律が整備されたのであった。

## 2. 印刷物の統制体制

本項では、ニャンヴァン・ザイファム事件をきっかけに北ベトナム党・政府が打ち出した印刷物の統制体制について考察したい。

最初に、ニャンヴァン・ザイファム事件以前の統制体制について簡単に確認をおこなう。ニャンヴァン・ザイファム事件以前の印刷

物に対する統制を支えていたのは、第41号主席令(1946年3月29日署名)と第159号主席令(同年8月20日署名)、および第12号主席令(1947年2月3日署名)であった<sup>3</sup>。第41号主席令は新聞に対する統制、第159号主席令は書籍、絵画など新聞以外の印刷物に対する統制の根拠となっていた。第12号主席令は、それら2つの主席令が支えていた統制体制を戦時に則した形に簡略化するなどの修正を加えたものであった[川崎 2021]。この3つの主席令から成立していた印刷物に対する統制体制を、「47年体制」と規定する。47年体制は、印刷物の出版・発行前の申請と事前検閲を以て、メディアを統制するものであった。

この47年体制に最初にメスを入れたのが、1956年12月14日にホー・チ・ミンが署名した第282号主席令(全3章19条)であった<sup>4</sup>。その第15条によると、同主席令が適応されるのは北ベトナム領内におけるベトナム語・その他言語で書かれた出版物であると規定されていた。また、第1条では、「報道における言論の自由を保障し、人々が言論の自由を悪用し、国家の平和、統一、独立、民主主義のための闘争に害をすることを禁止すること」を目的とすると規定されていた。しかし、実態は、47年体制によって確立された印刷物の統制体制に3点の大きな転換を図るものであった。

1点目は、報道の在り方や義務について明記した点である。47年体制を形成していた諸主席令は、検閲の手順や検閲を担う政府機関の任務、違反した場合の罰則についてのみ明記されていた。しかし、第282号主席令では、第2条で報道の在り方を、第3条で報道の義務について明記していた。第2条によると、この制度下の報道機関はいかなる時でも、

政府機関、政党、団体、国民個人の闘争の道具であり、祖国の利益、民主主義の防衛、北ベトナム政府の擁護を求められていた。また、その義務は、国民教育の伝播や平和で、統一され、独立した民主的で豊かなベトナムの実現など国家の繁栄に従事すること、強力な北部の建設や祖国統一のための闘争などに対する陰謀や反対行動・論調に対して戦うことの2点であると明記されていた。これらは1948年の「マルクス主義とベトナム文化」が文芸家・知識人たちに求めた行動規範を厳格化し、主席令として打ち出したものであったといえる。

2点目は、事前検閲の廃止である。47年体制では、この体制を形成していた全ての主席令が印刷・発行前の検閲について明記していた。一方、第282号主席令は第4条で、言論の自由を保障するため、政府評議会が決定する緊急時を除く事前検閲はおこなわないと明記していた。

3点目は、専門ジャーナリストの権利についての明記である。第282号主席令の第6条では、47年体制でなかったその権利について首相の決定により規定されると明記されていた。しかし、その詳細は、後述する第297号首相決定を待たねばならなかった。

第7条から第14条では、新聞の発行条件や禁止事項、この主席令を違反した場合の罰則について明記していた。第282号主席令が規定していた新聞の発行条件は、a) 市民権を持ち、起訴されていない正規の担当者、主筆または編集長 (tổng biên tập viên)、編集書記 (thư ký toà soạn)、管理者、b) 第282号主席令が定めた報道の義務に則した新聞の原則と明確な目的、c) 正式な所在地がそれぞれあることの3点であった。これらは、第7条が規定していた。さらに第8条によると、新

聞は政府の担当機関による認可を受けなければ発行することができないとされていた<sup>5</sup>。

続いて第282号主席令が規定していた罰則について見ていく。最も重い罰則が設けられていたのは、第9条と第12条に違反した場合であった。第9条は、第282号主席令が規定した報道の義務に反する諸事項について詳細に挙げ、それらを禁止する条項であった。同条が明記した禁止事項は、a) 法律に反する報道、b) 平和の強固や統一の実現、ベトナムの独立や民主主義の実現、団結精神や国民と軍隊の強い意志を損なう報道、c) 民族の分断、各国との関係を害する偏激的な民族主義や帝国主義、戦争に関する報道、d) 国家機関が公表していない国家機密、e) 公序良俗に反する報道の5点であった。第12条は、政府機関が回収を決定した記事の転載を禁ずる条項であった。これらに違反した場合、その違反の重さにより、警告、出版物の没収、期限付きまたは永久的な出版の停止が規定されていた。さらに起訴された場合、10万ドン以上100万ドン以下の罰金、もしくは責任がある者の1ヶ月以上2年以下の投獄、またはその両方が課せられると明記されていた。

上記に近い罰則は、第8条を違反した場合にも設けられていた。すなわち、認可を得ずに新聞を発行した場合である。この場合は無警告での出版物の即座没収、永久的な出版停止が規定されていた。さらに起訴された場合、10万ドン以上50万ドン以下の罰金、もしくは責任がある者の1ヶ月以上1年以下の投獄、またはその両方が課せられると明記されていた。

この他にも、組織・個人に対する名誉棄損を禁じた第10条<sup>6</sup>に違反した場合は、警告と一時的な出版の停止、5万ドン以上20万ドン以下の罰金が、印刷物の発行前納入を規

定した第11条に違反した場合は、警告、印刷物の没収がそれぞれ設けられていた。上記の全てを規定していたのは、第13条であった。

続く第14条では、第13条が定めていた「責任のある者」とは誰を示すのかを明らかにしていた。同条によると、それは新聞のまたは主筆であり、加えて管理者と記事を書いた記者も連帯責任を負うとされていた。さらに印刷所が没収や出版停止、認可を受けていない新聞を印刷した場合、印刷所も連帯責任を負うとも明記されていた。

この第282号主席令の施行を規定したのは、1957年5月20日にホー・チ・ミンが署名した第100号主席令（全2条）<sup>7</sup>であった。さらに同じ日には、報道制度に関する法律（Luật số 100SL-L002）も制定されている。資料の制約上、同法律の詳細や第100号主席令との関係は明らかではない。しかし、1989年の報道法の第29条によると、1989年の報道法はこの法律に代わるものであると規定されていた<sup>8</sup>。また、1957年7月9日に副首相のファン・ケー・トアイが署名した2つの首相決定（第297・298号）から、同法律は第282号主席令と共に「ニャンヴァン・ザイファム事件」以降の北ベトナムの報道統制体制を支えていたと考えられる。

第297号首相決定（全15条）<sup>9</sup>は、第282号主席令によって詳細が規定されなかった専門ジャーナリストの権利について明記した決定であった。その第2条によると、この決定が規定した権利を有する「専門ジャーナリスト」とは、1) 主任（Chủ nhiệm）、主筆（編集長）、編集書記、正規の編集員、特派員、新聞紙の専門画家、報道写真家、2) ベトナム通信社・「ベトナムの声」放送局の通常職員、3) 各国営の情報・映画組織の写真家であると規定されていた。

これらの人々は、首相府附属の中央報道局 (Sở Báo chí Trung ương) より支給されるプレスカード<sup>10</sup>を所持し、いかなる政府機関からの検閲も受けずに記事を執筆・発信する権利、国家機関や団体に対する国民の要望、政府の政策・路線に対する意見を述べる権利、国民の利益に有害な陰謀や行動を公表する権利を有するとされていた。この他にも、国内における探訪、写真・動画撮影の権利 (第5条)、国会と各レベルの人民議会・政府機関の公開会議に出席する権利 (第6条)、舞台芸術や講演・協議会、レセプションなどに職員を派遣する権利 (第7条)、プレスカードの提出のみで、図書館や各国家機関から資料を収集できる権利 (第8条)、ニュースに関する電報を送る際、普通の電報よりも安価かつ速達で送れる権利 (第9条) が規定されていた。

対して第298号首相決定 (全4章26条)<sup>11</sup>は、第282号主席令と報道制度に関する法律の詳細を規定した決定であった<sup>12</sup>。新聞を出版する際に必要な認可を得る手順や発行した新聞の納入先などを規定していた。

この決定の第2条によると新聞を出版するには、1) 氏名、創刊の趣意、目的、正式な所在地、印刷所、運営計画を記入した申告書、2) 主任、主筆 (または編集長、編集書記)、管理者らの履歴書、市民権証明書、起訴されていないことを示す証明書、3) 正規の編集長、従業員のリストを指定された場所に提出する必要がある。新聞出版の許可は首相によって与えられると第4条が規定していた。

新聞の納入に関しては第10条が規定していた。それによると、軍隊や公安内部で流通するものを除く一般向けの日刊紙は発行の3時間前、日刊紙でないものは6時間前、雑誌は12時間前に納入する必要がある。続く

第11条によるとそれらの納入先と納入部数は、中央報道局に5部、行政委員会、省または都市の人民裁判所にそれぞれ2部であった。ハノイ以外で出版されたものについては、地方の行政委員会と人民に納入したものを中央報道局に1部郵送するとされていた。ホンクアン区とタイメオ自治区については、区の行政委員会と人民裁判所にそれぞれ2部、一般に流通しない新聞・雑誌は、中央報道局に3部納入することが規定されていた<sup>13</sup>。加えて納入する新聞などには発行部数、納入日時、新聞社の刻印、新聞の管理者または主筆の署名が必要であることが第12条で規定されていた。

上記の他、第298号首相決定は新聞出版ライセンスが失効する場合について (第5条)、再度申請が必要な場合について (第7条)、この決定の規定に違反した場合について (第15条)、掲載した記事の訂正方法について (第19～23条)などを規定していた。特に第15条は、第2条と出版許可を得る前の広告活動などを禁じた第6条に違反した場合、第282号主席令の第13条に則り罰せられると規定していた。

以上の諸法令について端的にまとめると、言論の自由やジャーナリストの権利を保障すると謳いながらも、実際はメディア統制のために、ジャーナリストの言論を制限するものであったといえる。しかし、当時の北ベトナムはメディアを統制するために言論のみを制限していたのではなかった。

1957年6月18日、出版制度に関する法律 (全4章21条)<sup>14</sup>が制定された。同法律は、その第1条で国民の出版の自由を保障するとし、第20条では、第159号主席令について触れ、改めて事前検閲やこの法律に反する法令の廃止を明記していた。しかし、この法律

は、出版活動を制限する法律であったといえる。

また、この法律の規定内容は、第282号主席令との間に多くの類似点があった。表1は第282号主席令と出版制度に関する法律の規定をまとめたものである。

2つの法令を比較すると、共通する内容が存在することが分かる。例えば国民の出版の自由を保障するとした第1条は、「政府が必要と判断した緊急時を除く検閲はおこなわない」とも明記されていた。さらに同法律の第4条と第11条は、それぞれ第282号主席令の第3条と第9条に多少の変更などを加えたものであった。

出版社の運営条件などは第282号主席令が規定した新聞の発行条件などをベースにしたものであった。出版社の運営条件を規定した第5条によると、その条件は、a) 市民権を持ち起訴されていない主任（Chủ nhiệm）または社長、管理者、編集長、b) この法律が定めた出版業界の義務に則した出版社の活動指針と明確な目的、c) 公式の本部がそれぞれあることの3点をであった。さらに第6条によると、出版社の設立には、政府の担当機関による認可を受けなければ活動することができないとされていた<sup>15</sup>。

表1 第282号主席令と出版制度に関する法律の概要

第282号主席令		出版制度に関する法律	
第1章：報道の性質と任務		第1章：原則	
第1条	この主席令について	第1条	出版の自由の保障について
第2条	報道の在り方について	第2条	この法律の目的について
第3条	報道の義務について	第2章：出版業界の性質と義務	
第2章：報道の権利と活動に関する規則		第3条	各出版業界の在り方について
第4条	言論の自由の保障について	第4条	出版業界の義務について
第5条	報道機関、国民、政府の関係について	第3章：出版社の運営条件	
第6条	専業ジャーナリストの権利について	第5条	出版社の運営条件について
第7条	新聞の発行条件について	第6条	出版社運営の認可について
第8条	新聞発行の認可について	第7条	印刷物の納入について
第9条	報道の義務に反する諸事項について	第8条	出版物に記入する諸情報について
第10条	組織・個人に対する名誉棄損禁止について	第9条	政府刊行物・教科書などの印刷について
第11条	発行前の納入について	第10条	印刷禁止の発行物について
第12条	回収処分が下された新聞の発行・転載禁止について	第11条	出版業界の義務に反する諸事項について
第3章：実施事項		第12条	組織・個人に対する名誉棄損禁止について
第13条	第8～12条違反に対する罰則について	第13条	出版物に対する責任の所在について
第14条	この主席令違反の責任所在について	第14条	筆者による出版について
第15条	この主席令の適応範囲について	第15条	宗教団体の出版について
第16条	この主席令以前に発行された新聞について	第4章：実施事項	
第17条	この主席令に反する諸法令について	第16条	第5～12、14条違反に対する罰則について
第18条	この主席令の実施について	第17条	第5～11条違反の責任の所在について
第19条	主席令実施の際の責任の所在について	第18条	この法律の適応範囲について
		第19条	この法律以前に設立された印刷所について
		第20条	事前検閲の廃止について
		第21条	この法律の実施について

第282号主席令、出版制度に関する法律を基に筆者作成。



そして、法律を違反した際の罰則についても、第282号主席令が規定した罰則をベースにしていた。出版制度に関する法律が規定していた最も重い罰則は、第10条と第11条に違反した時であった。違反の重さにより、出版物の没収、期限付きまたは永久的な出版活動の停止が規定されていた。さらに起訴された場合、10万ドン以上100万ドン以下の罰金、もしくは責任がある者の1ヶ月以上2年以下の投獄、またはその両方が課せられると明記されていた。またこの他にも法令違反があった場合には、更なる罰則が追加されるとも明記されていた。さらに第17条によると、第10条違反の主な責任は出版社にあるとされ、著者が再版に同意していた場合は、著者にも連帯責任がある規定されていた。第11条違反の場合は、出版社の主任(社長)と著者が主な責任を負うものとされ、出版社の管理者・編集長は連帯責任を負うとも明記された。

第5条と第6条、そして自己出版について規定した第14条に違反した場合にも出版物の没収、期限付きまたは永久的な出版停止、起訴された際には罰金と投獄が課せられていた。ただしこの場合は、10万ドン以上50万ドン以下の罰金、もしくは責任がある者の1ヶ月以上2年以下の投獄、またはその両方が適応された。

最も軽い罰則に関しては、期限付きまたは永久的な出版活動の停止のみが課せられるものであった。これは第7、8、9条に違反した場合、すなわち、印刷物の納入規則に従わなかった場合、印刷物に諸情報(出版場所、出版社名、作者名、印刷所名、発行日、発行部数を記載すること。第2版以降は版数も必要)を記載しなかった場合、関係組織に許可を求めず教科書などを出版した場合に課せられた。第17条によると、第5から9条違反

の場合は、出版社主任(社長)が主な責任を負い、管理者も連帯責任を負うとされた。

そして名誉を棄損した場合、すなわち第12条に違反した場合は、違反の程度により、警告、一時的な出版活動の停止、追訴され、5万ドン以上20万ドン以下の罰金が科せられた。これ以外にも、裁判所から現行法令に則った賠償が課せられるなどの諸内容が、第16条に規定された。

また、規定違反の責任の所在を規定した第17条は、政府の回収・流通禁止処分を受けた出版物の印刷・発行、未認可の出版社の活動をおこなった印刷所・発行元の連帯責任についても言及していた。

他方、出版制度に関する法律が制定された6日後の6月24日、ファム・ヴァン・ドン首相が同法律の詳細を規定した第275号首相決定(全4章19条)<sup>17</sup>に署名した。この決定では、出版活動に必要な証明書の提出先や出版物の納入先についても付記された。

7月18日には、文化副大臣のフィ・カンが第884号文化大臣決定(全14条)<sup>18</sup>に署名した。その第13条によると、同決定は、同年4月29日に文化大臣のホアン・ミン・ザムが署名した第542号文化大臣決定(全11条)<sup>19</sup>に代わり、政府が定めた印刷所を除く全国の国家機関、団体、個人の印刷機の登録と、それらを文化省<sup>20</sup>所属の出版局(Cục Xuất bản)が管理することを定めたものであった。印刷所の登録・管理という点から分かるように、この決定は印刷活動を制限するものであった。

第13条以外の条項では、印刷機の登録方法やその際に必要な書類や、印刷が禁止された出版物について、大型印刷機を有する印刷所開設に関する追加手続き<sup>21</sup>などが規定さ

れていた。これらは第542号文化大臣決定の規定を引き継いだものであり、そこに追加・改訂された主な点は3点あった。

1点目は、公的な書類を印刷する場合についてである。第7条によると、公布書、パスポート、通行証、身分証明書、表彰証明、勲章証明、任命書、公的出張証明書、公務書、政府組織や人民団体の書類などを印刷する際には、印刷を発注した機関・団体の発注書、印刷を注文しに来た人物の紹介状が必要であると明記されていた。そして印刷所は、紹介状を登録機関に提出する必要がある。これに伴い第884号文化大臣決定では、必要な証明書を持たない出版物の印刷を禁ずるとの文章が追加された<sup>22</sup>。

2点目は、印刷物の納入についてである。第9条によると印刷所は、刷り上がった印刷物を納品前に地方登録機関に2部と第7条で規定していた紹介状の納入が規定されていた。また、出版制度に関する法律の第18条が規定していた印刷物<sup>23</sup>に関しては、出版局と文化事務局にそれぞれ1部ずつ納入することも規定されていた。

3点目は、規定違反の際の処罰について明記されたことである。第542号文化大臣決定では、同決定の規定を違反した際の処罰に関する条項はなかった。しかし、第884号文化大臣決定の第12条では、違反の重さにより、批判、警告、期限付きまたは永久的な閉鎖、法律に沿った起訴が規定されていた。

47年体制においても出版活動は制限されることがあったが、それは規定違反に対する罰則として、印刷所の閉鎖が設けられていたに過ぎなかった[川崎2021]。しかし、上述した法令によって、出版業界にもその在り方や義務といった規範と印刷所の登録・管理が定められ、その活動が制限された。

ここまで論述した諸法令は、言論と出版活動の自由を保障しながらも、実際はそれらを制限するものであった。これらに加え、印刷物の流通に関する諸法令を合わせたものが、この時期の北ベトナムのメディア統制体制であった。

本稿が対象とする時期打ち出された印刷物の流通に関する法令は、1957年4月24日に文化大臣のホアン・ミン・ザムが署名した第518号文化大臣決定<sup>24</sup>、第519号文化大臣通達<sup>25</sup>の2つであった。第518号文化大臣決定は、それまで書籍の流通拠点となっていた人民書店に代わり、各区・省・都市に書籍発行支局（Chi sở Phát hành sách）を設立することを、第519号文化大臣通達は、書籍発行支局の性質や義務などを明記していた。

これらの諸法令は、第282号主席令や出版制度に関する法律などのように何かを制限する規定ははなく、印刷物の流通にかかわる国家機関の組織や任務、関係性のみを示すものであった。これらは、メディアを統制するのみならず、国家による印刷物の流通管理という社会主義政策の一環であったとも考えられる。同様の指摘は、印刷所の登録・管理にもできるだろう。

以上が47年体制に代わり、北ベトナムの印刷物のメディア統制体制を支えるために打ち出された諸法令であった。表2は、それら諸法令を署名された順に並べた表になる。上述した内容や表2を踏まえると、本稿が対象とする時期の北ベトナムのメディア統制体制について、次のようにまとめられる。

1956年11月、北ベトナム党・政府は、ハンガリー動乱やゲアン省で起きたキリスト教徒の暴動をきっかけに、それまでの文芸家・知識人たちの要求・批判への対応を一転させ、弾劾・非難を開始した。そして12月14日、

情勢不適合となっていた47年体制にメスを入れる第282号主席令が打ち出された。その後も党・政府は、メディアを統制するための法令を次々と打ち出し、わずか半年あまりで新たなメディア統制体制が確立された。

記述の体制は、社会主義建設をはじめとした党・政府による政策・路線を円滑に推進すること、国民の言論と出版活動の制限、国家による印刷物の流通管理を以て、メディアを統制することを目的としたものであった。言論の制限は、事前検閲を廃止した代わりに、報

道の在り方や義務といった規範と言論活動の許可制によって、出版活動の制限は、出版業界の在り方や義務といった規範と印刷所の登録・管理をよっておこなわれた。

そうした統制方法の中でも国家による印刷物の流通管理と印刷所の登録・管理は、メディア統制のためだけに打ち出されたのでは決してなかった。それは、国家による流通の掌握や国有物としての管理といった側面を持つ社会主義政策そのものであったとも考えられる。

表2 1956～1958年に署名された印刷物のメディア統制体制を支えた諸法令

年	署名日	法令名	主な内容	備考
1956	12月14日	第282号主席令	北ベトナムにおける報道の在り方・義務など	
1957	4月24日	第518号文化大臣決定	書籍発行支局の設立について	
		第519号文化大臣通達	書籍発行支局の性質や義務など	
	4月29日	第542号文化大臣決定	印刷所の登録、出版局によるそれらの管理など	
	5月20日	第100号主席令	第282号主席令の施行について	
		報道制度に関する法律		詳細不明
	6月18日	出版制度に関する法律	出版業界の在り方・義務など	
	6月24日	第275号首相決定	出版制度に関する法律の詳細について	
	7月9日	第297号首相決定	専業ジャーナリストの権利について	
第298号首相決定		第282号主席令と報道制度に関する法律の詳細について		
7月18日	第884号文化大臣決定	印刷所の登録、出版局によるそれらの管理など	第542号文化大臣決定に代わる新たな決定	

第275号、第297号、第298号の各首相決定、第100号、第282号の各主席令、第518号文、第542号、第884号の各文化大臣決定、第519号文化大臣通達、1989年報道法、出版制度に関する法律を基に筆者作成。

### 3. ラジオの管理体制

次に、当時の北ベトナムにおいて印刷物と共に重要なメディアの地位にあった国営ラジオ（以下、VOV）<sup>26</sup>の統制体制について考察したい。

1954年にジュネーヴ協定が調印された時点でVOVは、政府直属の宣伝文芸局の管轄

下にあった。同年8月に宣伝省が設立されると、VOVの管轄は宣伝省に変更された<sup>27</sup>。さらにこの時、VOVの新たな任務が付与された。それまでのVOVの任務は、1945年11月21日の第61号主席令が規定していた北ベトナムの宣伝・情報発信、特に情報活動であった[Đài Tiếng Nói Việt Nam 2015: 326]。しかし、この時の変更によって、党・政府の宣伝報道

が新たな任務である [Đài Tiếng Nói Việt Nam 2015: 331] と明記されたのである。

1955年9月28日、ファム・ヴァン・ドンが第558B首相決定に署名したことで、再びVOVの管轄が変更された [Đài Tiếng Nói Việt Nam 2015: 331]。同決定によりVOVは、首相府の管轄下に置かれることとなった。また、1957年6月10日の第17号放送提案 (Dự án số 17/DPT) によって、新たな任務が与えられたのである [Đài Tiếng Nói Việt Nam 2015: 331]。新たな任務では、VOVは海外報道機関のニュースを採用し、党・政府の政策の宣伝を補佐することが求められた。

以上が、VOVの統制体制の刷新である。その過程からも分かるように、印刷物の統制体制のようにニャンヴァン・ザイファム事件を発端とするものではなかった。これは、抗仏戦争中にVOVを管轄していた機関の所属先や名称・編成の変更が断続的におこなわれたことに起因すると考えられる<sup>28</sup>。この断続的な変更により、VOVは抗仏戦争中から「フランスからの完全独立を勝ち取るため」ではなく、「社会主義改造を推進するため」の国营放送局という立場を強めていった [川崎 2021: 21]。抗仏戦争が終結した結果、戦中から断続的におこなわれていた変更が最終段階に入り、その結果、VOVは党・政府の広告塔としての放送局へと完全に変わったのであった。

### おわりに

本稿が対象とした時期、北ベトナムにおけるメディア統制体制は、足並みを揃えて刷新がおこなわれた訳ではなかった。印刷物の統制体制がニャンヴァン・ザイファム事件を発端としていた一方、VOVの統制体制刷新は、抗仏戦争中からの継続的な改革であった。し

かし、最終的に両者は、それまでの「フランスからの完全独立を勝ち取るためにメディアを統制する体制」から、「党・政府の政策や路線のためにメディアを統制する体制」へと完全に移行したのであった。

メディア統制体制が「党・政府の政策や路線のためにメディアを統制する体制」へと変化した結果、国民の言論と出版活動は制限され、VOVは党・政府の広告塔としての放送局になった。また、それらの統制体制を支えていた法令の一部は、メディアを統制するだけでなく、社会主義政策そのものでもあった。

本稿が対象とした時期の後、ベトナムは再び戦争に突入する。1975年にサイゴンが陥落し、南北が統一された後も、ポル・ポト率いるカンボジアとそれを支援する中国との武力衝突があった。さらに統一後の南部における社会主義改造の失敗による社会の停滞、最大の援助国であったソ連の崩壊など混乱期が続いた。この状況を打破するため、第282号主席令が打ち出された30年後の1986年、第6回党大会でグエン・ヴァン・リンが党書記長に就任し、ドイモイ路線が採択された。

ドイモイの波は文化・文芸の領域にも押し寄せ、ニャンヴァン・ザイファム事件に連座した文芸家・知識人たちの名誉回復がおこなわれた。言論にも自由化の風が吹いたかに思われたが、グエン・ヴァン・リンが書記長を辞任する2か月前の1991年4月に開催された党中央執行委員会は、ニャンヴァン・ザイファム事件と、1967年の修正主義・反党事件について、党の誤りを認めない、従来の評価を変えないという立場を公表した [Huy Đức: 2012: 42-43]。そしてこの評価は、今現在も変わっていない。

また、第282号主席令で規定されていた報

道の在り方や義務、禁止事項は、2017年1月1日に施行された現行の報道法においても、時代に沿った修正や追加が加えられながら変わらず明記されている。

すなわち、ニャンヴァン・ザイファム事件と「党・政府の政策や路線のためにメディアを統制する体制」に変化したメディア統制体制は、現在も続くベトナムのメディア統制体制の源となったのである。その源が、アメリカやカンボジア、中国との戦争の中でどのような変更や修正がおこなわれたかについては、今後の研究課題としていきたい。また、資料が制約されたため、その詳細や他の法令との関係性が不明であった報道制度に関する法律などに関しても、その内容について論述することも課題であると考ええる。

## 謝辞

本稿の執筆にあたり、ベトナム語の翻訳などでアドバイスをいただいた拓殖大学国際学部の小高泰特任教授に感謝の意を示します。

## 参考文献・資料

### 日本語参考文献

- 鮎京正訓 1993『ベトナム憲法史』日本評論社。  
川崎拓海 2021「ベトナムにおけるメディア統制の確立と発展 —独立宣言からジュネーブ協定調印まで—」『大東アジア学論集』No.21, pp.10-25。  
ガンサー, ジョン 1963『ソヴィエトの内幕 [増訂新版]』(湯浅義正訳) みすず書房。  
木村哲三郎 1996「ベトナム 党官僚国家の新たな挑戦」『アジア現代史シリーズ』第5巻 アジア経済研究所。  
栗原浩英 1988「ベトナム労働党の文芸政策転換過程 (1956年～58年) —社会主義化の

中の作家・知識人—」『アジア・アフリカ言語文化研究』No.36, pp. 1-26。

桜井由躬雄編 1989『もっとしりたいベトナム』弘文堂。

白石昌也 1993「ベトナム 革命と建設のはざま」『東アジアの国家と社会』第5巻 東京大学出版会。

仙洞田潤子 1990「フルシチョフの戦略思想 —その確立過程と中国—」『国際政治』No.95, pp.79-94。

フルシチョフ.H.C. 1978『フルシチョフ秘密報告「スターリン批判」』(志水速雄全訳解説) 講談社。

毛里和子 1989『中国とソ連』岩波書店。

\_\_\_\_\_ 1993『現代中国政治』名古屋大学出版会。

森 絵里咲 1997「ベトナム社会主義政権下における文芸運動 —『ニャン・ヴァン＝ザイ・ファム』事件の考察—」『国際学論集』No.40, pp. 87-144。

山極 晃・毛里和子編 1987『現代中国とソ連』日本国際問題研究所。

山本 健 2021『ヨーロッパ冷戦史』筑摩書房。

### ベトナム語参考文献

- Đài Tiếng Nói Việt Nam 2015 70 năm Đài Tiếng Nói Việt Nam (1945-2015). Hà Nội, Nhà Xuất bản Chính trị Quốc gia.  
Huy Đức 2012 Bên thắng Cuộc II. Quyền bính. USA, Oshin Book (中野亜里訳『ベトナム：ドイモイと権力』2021 めこん) .

### ベトナム語参考資料

- Luật Báo chí(có hiệu lực thi hành từ ngày 01/01/2017□ (2017年1月1日施行の報道法). Nhà Xuất bản Lao động (Hà Nội□, 2016.

## 参考サイト

結社に関する法律（Luật Quyên lập Hội 1957 102-SL/L-004）：<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Quyên-dan-su/Luat-quyên-lap-hoi-1957-102-SL-L-004-36792.aspx>（2021年7月2日閲覧）

集会の自由に関する法律（Luật Quyên tự do Hội họp 1957 101-SL/L-003）：<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Quyên-dan-su/Luat-quyên-tu-do-hoi-hop-1957-101-SL-L-003-36793.aspx>（2021年7月2日閲覧）

出版制度に関する法律（Sắc luật 003 Quyên tự do Xuất bản）：<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Van-hoa-Xa-hoi/Sac-luat-003-SLT-quyên-tu-do-xuat-ban-36810.aspx>（2021年7月7日閲覧）

人身の自由、住居の不可侵、信書の秘密などに関する法律（Luật Đảm bảo Quyên tự do thân thể và Quyên bất khả xâm phạm đối với nhà ở, đồ vật, thư tín của nhân dân）：<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Quyên-dan-su/Luat-dam-bao-quyên-tu-do-than-the-va-quyên-bat-kha-xam-pham-doi-voi-nha-o-do-vat-thu-tin-cua-nhan-dan-1957-103-SL-L-005-36795.aspx>（2021年7月2日閲覧）

1989年報道法（Luật Báo chí 1989）：<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Quyên-dan-su/Luat-Bao-chi-1989-29-LCT-HDNN8-37876.aspx>（2021年10月22日閲覧）

第275号首相決定（Nghị định 275-TTg）：<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Van-hoa-Xa-hoi/Nghi-dinh-275-TTg-che-do-xuat-ban-de-quy-dinh-chi-tiet-thi-hanh-Sac-luat-003-SL-21091.aspx>（2021年10月11日閲覧）

第298号首相決定（Nghị định 298-TTg）：<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Van-hoa-Xa-hoi/Nghi-dinh-298-TTg-che-do-bao-chi-huong-dan-luat-100-SL-L002-21095.aspx>

（2021年10月11日閲覧）

第100号主席令（Sắc lệnh 100/L-002）：<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Van-hoa-Xa-hoi/Sac-lenh-100SL-L-002-viec-ban-bo-luat-che-do-bao-chi-59712.aspx>（2021年10月13日閲覧）

第282号主席令（Sắc lệnh 282）：<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Van-hoa-Xa-hoi/Sac-lenh-282-SL-che-do-bao-chi-36794.aspx>（2021年8月15日閲覧）

第518号文化大臣決定（Nghị định 518 Văn hóa）：<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Doanh-nghiep/Nghi-dinh-518-VH-ND-thanh-lap-Chi-so-phat-hanh-sach-tai-cac-khu-tinh-va-thanh-pho-thay-cho-cac-Hieu-sach-nhan-dan-22392.aspx>（2021年11月12日閲覧）

第542号文化大臣決定（Nghị định 542 Văn hóa）：<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Doanh-nghiep/Nghi-dinh-542-ND-quy-dinh-the-le-dang-ky-cho-tat-ca-cac-nha-in-cua-cac-co-quan-chinh-quyên-doan-the-hay-tu-nhan-22171.aspx>（2021年9月14日閲覧）

第884号文化大臣決定（Nghị định 884 Văn hóa）：<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Doanh-nghiep/Nghi-dinh-884-VH-ND-the-le-dang-ky-cua-cac-nha-in-53913.aspx>（2021年9月16日閲覧）

第519号文化大臣通達（Thông tư 519 Văn hóa）：<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Bo-may-hanh-chinh/Thong-tu-519-VH-TT-quy-dinh-giai-thich-mot-so-van-de-to-chuc-lanh-dao-Chi-so-phat-hanh-sach-khu-tinh-va-thanh-pho-22393.aspx>（2021年11月12日閲覧）

文化・スポーツ・観光省 HP: <https://bvhttdl.gov.vn/>（2021年9月14日閲覧）

ベトナム政府 HP: <http://chinhphu.vn/portal/>

page/portal/chinhphu/trangchu/ (2021年9月14日閲覧)

<sup>1</sup> 川崎 [2021] では、“Sắc lệnh” “Nghị định” をそれぞれ「命令」「決定」と翻訳していた。しかし、本稿では、“Sắc lệnh” を「主席令」、 “Nghị định” を「決定」、また、“Thông tư” を「通達」と表記する。

<sup>2</sup> それぞれ、集会の自由に関する法律第7条、結社に関する法律第8条、出版制度に関する法律第11条に明記されていた。

<sup>3</sup> 詳細は川崎 [2021] を参照。

<sup>4</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Van-hoa-Xa-hoi/Sac-lenh-282-SL-che-do-bao-chi-36794.aspx> (2021年8月15日閲覧)

<sup>5</sup> 「政府の担当機関」がどの機関を指すのかは、不明である。

<sup>6</sup> この他にも第10条は、名誉を棄損された当事者はその新聞に対し、訂正を求める、または訂正を掲載する権利と裁判権を有すると規定していた。

<sup>7</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Van-hoa-Xa-hoi/Sac-lenh-100SL-L-002-viec-ban-bo-luat-che-do-bao-chi-59712.aspx> (2021年10月13日閲覧)

<sup>8</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Quy-en-dan-su/Luat-Bao-chi-1989-29-LCT-HDNN8-37876.aspx> (2021年10月22日閲覧)

<sup>9</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Van-hoa-Xa-hoi/Nghi-dinh-297-TTg-quy-dinh-ve-che-do-ve-quyen-loi-nhung-nguoi-lam-cong-tac-bao-chi-chuyen-nghiep-21094.aspx> (2021年10月13日閲覧)

<sup>10</sup> 第10条によるとプレスカードを支給され

るには、起訴されておらず市民権を有し、新聞社の主任から推薦がなければならなかった。

<sup>11</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Van-hoa-Xa-hoi/Nghi-dinh-298-TTg-che-do-bao-chi-huong-dan-luat-100-SL-L002-21095.aspx> (2021年10月11日閲覧)

<sup>12</sup> 第3条によると、それらの書類の提出先は地域によって異なっていた。ハノイでは中央報道局、ハイフォンとナムディンでは都市行政委員会、ホンクアン区とタイムオ自治区では区行政委員会、各省では省行政委員会に提出することが定められていた。

<sup>13</sup> さらに第14条では、上記に挙げた印刷物を含む文化物を保管のため、中央図書館に納入することを規定した1946年1月31日の第18号主席令が有効であることを改めて規定していた。

<sup>14</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Van-hoa-Xa-hoi/Sac-luat-003-SLT-quyen-tu-do-xuat-ban-36810.aspx> (2021年7月7日閲覧)

<sup>15</sup> 第19条によると、この法律以前に設立された出版社は再度申請をおこなう必要があるとされた。そのため第6条では、それに該当する出版社の申請に関する規定もされていた。

<sup>16</sup> 第9条では教科書の発行以外に、①政権や政党、団体の文献を再発行する場合、②フランス植民地期、日本占領期、南ベトナムで出版された出版物の印刷についても規定していた。それによると、教科書は文化省または教育省の許可が、①はそれらの組織の許可、②は文化省の許可がそれぞれ必要だった。

<sup>17</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Van-hoa-Xa-hoi/Nghi-dinh-275-TTg-che-do-xuat-ban-de-quy-dinh-chi-tiet-thi-hanh-Sac>

luat-003-SLt-21091.aspx（2021年10月11日閲覧）

<sup>18</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Doanh-nghiep/Nghi-dinh-884-VH-ND-the-le-dang-ky-cua-cac-nha-in-53913.aspx>（2021年9月16日閲覧）

<sup>19</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Doanh-nghiep/Nghi-dinh-542-ND-quy-dinh-the-le-dang-ky-cho-tat-ca-cac-nha-in-cua-cac-co-quan-chinh-quyen-doan-the-hay-tu-nhan-22171.aspx>（2021年9月14日閲覧）

<sup>20</sup> 1954年8月に宣伝省の名称で設立された省庁。1955年5月20日、文化省に改称。

<sup>21</sup> 書類一式の提出に加え、開設場所に与える衛生・安全秩序の影響に関する調査手続き後に建設水利事務局または建設水利局（Sở/Ty）の同意が必要とされた。

<sup>22</sup> 第542号文化大臣決定でも、発禁や回収処分を受けた出版物、または組織・個人が著作権を持たない出版物の印刷禁止を明記しており、それらに追加する形をとっていた。

<sup>23</sup> 販売や発表の意思、流通範囲に関わらず印

刷された書籍、文集、公表、絵画、絵はがき、楽譜、レコード、地図、ポスター、宣伝ビラを指す。

<sup>24</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Doanh-nghiep/Nghi-dinh-518-VH-ND-thanh-lap-Chi-so-phat-hanh-sach-tai-cac-khu-tinh-va-thanh-pho-thay-cho-cac-Hieu-sach-nhan-dan-22392.aspx>（2021年11月12日閲覧）

<sup>25</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Bo-may-hanh-chinh/Thong-tu-519-VH-TT-quy-dinh-giai-thich-mot-so-van-de-to-chuc-lanh-dao-Chi-so-phat-hanh-sach-khu-tinh-va-thanh-pho-22393.aspx>（2021年11月12日閲覧）

<sup>26</sup> 「ベトナムの声」放送の英語表記（Voice of Vietnam）の略称。

<sup>27</sup> また、この時期の宣伝省は官房部、ベトナム通信社、国家映像所、文芸部、国家印刷所を管轄していた [Đài Tiếng Nói Việt Nam 2015: 330]。

<sup>28</sup> 詳細は [川崎 2021: 23] を参照。